

覚書

昭和 52 年 6 月 9 日

外務省国連局長

大 川 美 雄

大蔵省国際金融局長

藤 岡 眞佐夫

外務省及び大蔵省は、国際農業開発基金（以下「基金」という。）に関し、下記のとおり了解する。

記

1. 基金に関する事務は外務省が所掌する。なお、今後類似の基金が設立される場合には、その都度協議するものとする。
2. 大蔵省としては、総務を外務省において選定することに異存ない。外務省としては、総務代理を大蔵省において選定することに異存ない。
理事、理事代理又は理事を補佐する職員については、グルーピング等の関係もあり、今後両者間で協議するが、当面極力現地大使館館員等の活用を図ることとする。
3. 外務省は、次の事項につき、大蔵省と密接に協議するものとする。
 - (1) 国の予算に関する事項
 - (2) 総務会投票にかかる重要事項
 - (3) 業務運営に関する重要事項
 - (4) その他基金設立協定実施上の重要事項
4. 外務省は、上記 3. に関する文書又は情報については、大蔵省に対し遅滞なく送付又は連絡するものとする。